

第25回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和3年6月28日(月)
- 2 開催時間 午前10時25分開会 午前10時50分閉会
- 3 開催場所 大正トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 17名
1番 児玉 康英 2番 吉田 宏一 4番 堀口 宏敏
5番 荒川 満雄 6番 松金 栄治 9番 尾関 健一
10番 野原 幸治 13番 岩城 利寛 15番 飯田 祐一
17番 山崎 博之 18番 深田 敬吾 19番 濱野 敏夫
20番 石崎 一彦 21番 吉田 利彦 23番 石川 俊浩
25番 中村 正信 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員
3番 小倉 豊、7番 廣瀬 智美、8番 中村 博志、11番 丸谷 友姫、
12番 合歓垣 利隆、14番 森 和裕、16番 梶川 毅、22番 廣瀬 文彦、
24番 室崎 公一
- 6 議事録署名委員
4番 堀口 宏敏 5番 荒川 満雄
- 7 議事内容
(1) 報告第1号 農業委員会事務について
(2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
(3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
(4) 報告第4号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及び
あっせん成立について
(5) 報告第5号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
(6) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
(7) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
(8) 議案第3号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基
農地係主任補 堀田 泰蔵

<p>事務局 議長 中谷 会長 議長</p>	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。 ただいまより、第25回帯広市農業委員会を開会いたします。 (会長より、近況を含め挨拶) それでは議事に入ります。 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>(委 員) 議長</p>	<p>(なし) ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>報告いたします。 本日の出席委員は17名です。議席番号3番 小倉委員、7番 廣瀬智美委員、 8番 中村博志委員、11番 丸谷委員、12番 合歓垣委員、14番 森委員、16番 梶川委員、22番 廣瀬文彦委員、24番 室崎委員につきましては欠席の申出を受けて おります。 委員の出席数が定足数に達しておりますことから、規則により総会が成立している ことをご報告いたします。 本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が5件、議案が3件でござい ます。 (配布資料の説明) 次に境課長より、本日の総会対応についてご説明いたします。</p>
<p>事務局(境課長) 議長</p>	<p>(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明) 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、4番 堀口委員、5番 荒川委員を指名いたしますので よろしく願いいたします。 それでは報告案件に入ります。報告第1号は事前に資料を送付し、内容をご確認 頂いておりますので省略いたします。また、報告第4号及び第5号につきましては、 関連する内容の議案第2号及び第3号にて一括してご説明いたします。 では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号 「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。 まず、5月分の調査結果について、堀口調査委員長より報告をお願いします。</p>

堀口調査委員長

報告第2号 1 現況証明の附番6の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、4頁 報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第1回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

豊西町 932ヘクタール、富士町 1, 446ヘクタール、合わせて2, 378ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、5月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、6月分の調査結果について、石崎調査委員長よりお願いいたします。

石崎調査委員長

10日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番7から9の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

3頁 2 農地法第5条の一時転用許可に係る復元完了についてですが、附番1及び2の2件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。

つづきまして、4頁 報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが第2回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

清川町 1, 266ヘクタール、美栄町 1, 411ヘクタール、岩内町 660ヘクタール、合わせて3, 337ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、6月分の報告を終わります。

議長

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

議長

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長) 農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番3から5の3件の合意解約について朗読・説明)

以上附番3から5の3件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議 長 それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長) 農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第2号、附番6、7、9の売買による所有権移転3件、附番8のあっせんに伴う売買1件については報告第4号を含め、附番10の贈与による所有権移転1件、附番11から12の使用貸借について、調査書に基づき朗読、説明)

以上附番6から12までの7件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議 長 それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番6については中村会長職務代理者が関係しており、「帯広市農業委員会委員議事参与に関する申し合わせ」に基づき、議事参与の辞退の申し出がありましたので、ここで一時退席していただきます。

【中村会長職務代理者退席】

議 長 それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番6について、吉田宏一委員よりお願いいたします。

吉田宏一委員 附番6について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農に従事しています。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは附番6について審議を行います。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

【中村会長職務代理者委員着席】

議 長	引き続き、附番6を除く6件について審議を行います。 地区担当委員の意見を伺います。附番7について濱野委員よりお願いいたします。
濱 野 委 員	附番7について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であります。申請農地は、道路として整備されなかった国有の道路用地であり、受人は申請農地周辺において営農を行っております。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議 長	ありがとうございました。続いて、附番9について、野原委員よりお願いいたします。
野 原 委 員	附番9について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であります。申請農地は、道路として整備されなかった国有の道路用地であり、受人は申請農地周辺において営農を行っております。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)	農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第3号、一般分(1)賃貸借権の設定 附番29から32の4件について、調査書に基づき朗読・説明。)
事務局(堀田主任補)	(同一般分(2)所有権移転 附番1の売買による所有権移転1件について、報告5号の内容と合わせて、調査書に基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	これより議案の審議を行います。本案件中、一般分(1)賃貸借権等の設定 附番31につきましては、岩城委員が関係しておりますので、委員の退席後に審議を行います。 【岩城委員退席】

議	長	<p>それでは、一般分（1）賃借権等の設定 附番 3 1 についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>【岩城委員着席】</p>
議	長	<p>引き続き、一般分（1）賃借権等の設定 附番 3 1 を除く 4 件についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。</p>
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	<p>特に無いようですので、以上で終了いたします。</p> <p>次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。</p>
事務局（水野主任）		（事務局から連絡事項の説明）
議	長	<p>ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。</p>
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	<p>以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。</p>
事 務 局 長		<p>ご起立願います。お疲れさまでした。</p>